

一般社団法人 日本MOT振興協会  
第 60 回知的財産委員会 討議内容

(原則として敬称略)

## 1.委員会の概要

◇日時 2024年11月26日(火)午後零時～2時

◇場所 日本記者クラブ 9階 小会議室

◇出席者 講師・今村哲也(明治大学情報コミュニケーション学部教授・博士(法学))、荒井寿光(委員長、東京中小企業投資育成(株)特別参与、中曽根平和研究所顧問)、吉田大輔(副委員長、元文化庁次長、(公社)著作権情報センター理事、(一財)教職員生涯福祉財団理事長)、秋元浩(知的財産戦略ネットワーク(株)代表取締役社長)、加藤幹之(MKNext 合同会社代表)、久慈直登((一社)日本知的財産協会顧問)、(代理)久礼美紀子(内田・鮫島法律事務所・弁護士)、濱口治孝(専務理事兼事務局長)、田中幸子(事務局員)

## ◇提出書類

- (1) 第 60 回知的財産委員会 議事次第・出席者名簿
- (2) 講師の今村哲也氏の、講演資料「声の保護と知的財産法」
- (3) 第 59 回知的財産委員会の議事録

## 2.委員会の討議内容

濱口治孝専務理事兼事務局長が開会の挨拶と報告事項を述べ、今村哲也氏の講義、質疑を行った。

## 3.今村哲也氏講演内容「声の保護と知的財産法」

- ・ 2024年10月に著作権情報センターで報告した内容に則してお話する。
- ・ 4年ほど前に自分の声でフォントを作れるサービスをする会社が出来、試しに声を吹き込んでみた。やってみるとその声の権利は誰のものなのか疑問が沸いた。
- ・ 生成AIが登場し、容易に声の模倣をされてしまう時代が来て、負の面として声優の模倣で、本人の知らないところで勝手に使われる現象が起きている。とは言え保護しすぎるとイノベーションを阻害することにもなるので、法的にも、どうバランスを取っていくか難しいところだ。
- ・ 音声ビジネスには①オーディオブック、音楽配信サービスのように音声によるコンテンツを提供するもの。②音声を通じたリアルタイム・非リアルタイムの交流(音声SNSなど)があるが、配信の際、著作権侵害をしてしまうという課題がある。③Alexaのようなインターフェース型は音声認識技術が活用されているが、対峙型のため、プライバシー保護の面に不安がある。
- ④合成音声・楽曲や自分の声で個人化された音声生成も可能だが、声の権利の問題や詐欺に使用

されたりする危険性もある。また、音声クローン作成サービスでは、癌で声帯を摘出する前に声フォントを作成しておき、手術後はパソコン操作により、その人自身の声で会話が可能となるサービスを無料で行い、社会貢献となっている例もある。

- ・声の模倣は難しく、従来は声真似などを除き、知的財産保護の議論は少なかったが、AI技術の発展で、簡単に有名人の声の模倣がされるようになり、現行法での音声保護は不十分と議論されるようになった。米国や韓国では、声のパブリシティ権を保護する法律改正も進んでいる。

- ・人間の声には発話者の個人性情報が含まれる。犯罪捜査では以前から声紋鑑定が使われており、人物の特定が可能であると法的な判断に利用されている。

- ・声には人格的利益があり、声の本人は、その身体による労働から生み出される成果として、権利を持つことが正当化される（自然権論）。声から生み出される情報の権利を認めることで、声の価値の情報生産が促進される（インセンティブ論）。知的財産を付与する際は、他人の自由を（声真似など表現の自由）を制約することにもなるので調整が必要。

- ・音声の法的保護は現行法上、部分的なもののみであり、シームレスな保護を付与する法制度の構築が喫緊の課題。

- ・声そのものは著作物とはならないが、映画という著作物に固定された音声の差し替えは著作者の同一性保持権の侵害になる可能性がある。

- ・俳優、歌手、演奏家などが実演で歌唱、口演、朗読などを行う行為は、著作隣接権で音声の保護の対象となる。

- ・機械学習適用の複製は、30条の4に基づいて、録音物の物理的連鎖の有無が基準となる。レコードの侵害においては、表現の類似で判断するのではなく、音響特徴量（音に含まれる物理的な特徴や特性を数値化したもの）のデータを物理的連鎖の判断基準とするが、生成AIが元の音源を学習してそっくりなレコードを作り、物理的連鎖が切られている場合、侵害にならないということになる。

- ・生成AI作成によるレコードには、著作隣接権が生じると考える。AIの実演の場合は、その演出家も実演の権利が発生すると思われるが、説が分かれるところだ。

- ・平成24年に最高裁判決が出た、ピンク・レディー事件（ピンク・レディーの写真を使いダイエット体操を紹介した週刊誌の記事に対する訴訟）では、パブリシティ権（顧客吸引力を排他的に利用する権利）は人格権に由来し、肖像等にはサイン、芸名、ペンネーム、声も含まれる、と解説された。肖像等を無断で使用する行為の基準の3類型として、①肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品として使用し、②商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品に付し、③肖像等を商品等の広告として使用するなどが挙げられた。「など」は限定的に解釈される。（具体例として、デジタルボイスの販売、デジタルボイスを搭載した目覚まし時計等）

- ・AIによる合成音声で有名歌手の曲を勝手にカバーされる例がみられる。今後、規制しうる余地はあると見られるが、現在はまだ厳しいという状態。

・他人の声を音の商標として提出するのに、承諾は必要なく、音の商標として登録される場合があるが、それを禁止できるのか、また提出された物件を無効にできるようにするべきだ、という意見もある。

・AIの合成音声を使用しているにも関わらず、声優の名前を表示することは品質、内容を誤認させる表示となり、不正競争防止法2条1項20号が適用される。

・米国テネシー州で2024年3月に「ELVIS法」が制定された。声のパブリシティ権を正面から保護している。(AIによる無断の声の複製・使用の禁止。音声のシミュレーション、有名人の声の複製も規制の対象) イリノイ州でも2024年8月に同様の新法が制定された。韓国でも不正競争防止法の改正で、2021年に有名人の氏名・肖像・音声の無断利用が規制された。

・声の肖像権はまだ確立しておらず、曖昧な状態にあるが、AI技術の発展により、声に関する人格的利益が害されたり、声に由来する情報を生産するインセンティブが減少し、社会全体の利益を損なうので、俳優連合は、2023年6月から音声保護についての法的対応を求めている。

#### 4.意見交換

・ゲーム制作会社はタレントの声を使いたいが、ルールが定まっていない状態だ。20年以上前からバンダイのエレベーターの案内の声にタレントの声を使っているが、当時もギャラの規定がなく、相場も分からず困っていた。早く日本も米国に追随して法律整備して欲しい。

・米国のテネシー州やイリノイ州、韓国で法制度が出来たのは何かきっかけがあったか。

Ans.韓国では訴訟があったことがきっかけです。テネシー州やイリノイ州にはAI先端企業がなく、反対する意見も出なかったのではないかと。調べて見ます。

・病気の症例写真の際、よく眼を隠した画像を見るが、では眼の病気の場合、どこを隠すべきなのか、個人情報保護の観点で伺いたい。

Ans.指紋や眼の光彩のみで個人を特定するのは難しい。関連付ける情報を掲載しないで独立して使うようにするしかないのでは。

・録音物の物理的連鎖は、AIが何を見て学習したかを紐づけできる技術が今後、立証する技術が出てくれば深みが出る。

Ans.EUでは、何を学習させたかのデータの要約を公開することを義務付けている。

・作られた声であることを見破るAIの開発が進んでいて、将来の立法に影響すると思うが。

Ans.何が正しいか、誰が正しいか。ファクトチェックを政府がやるべきだという議論もある。

5. 次回の会合は、2025年2月27日(木)、12:00~14:00、日本記者クラブ9階小会議室にて開催し、講師は秋元 浩(あきもと・ひろし)氏で、テーマは「モダリティの急激な変化と知財戦略のパラダイムシフト~バイオ分野を中心として~」。